

意見陳述

1. はじめに

ただいまご紹介頂きました弁護士の塩野隆史でございます。大阪弁護士会に所属しており、司法修習は40期です。本日はこのような場で意見を述べる機会を与えて頂き、感謝申し上げます。

私は、1995年7月22日に発生したとされる、いわゆる東住吉事件について、ここにおられる青木恵子さんの弁護人を、起訴前である1995年9月14日から再審無罪にいたる2016年8月10日まで20年以上にわたり務めてまいりました。殺人その他の罪名で無期懲役が確定した以降は、再審請求手続、再審公判手続を担当したということになります。

本日は刑事再審手続の在り方について意見を述べよ、ということですが、時間の関係もあり、以下、科学的鑑定と費用の問題、証拠開示等証拠の問題、検察官の不服申立ての問題、そして事件の検証などに絞って述べたいと思います。通常審はもとより、起訴前から担当しておりますので、必要に応じて、通常審の事情についても言及することをお許し下さい。

2. 科学的鑑定と費用の問題

さて、東住吉事件とはどんな事件かということは概ねご理解して頂いたとは思いますが、私の意見に関連する限度で事件を振り返ります。

資料①をご覧ください。これは、1995年7月22日に青木さんが住んでいた自宅の土間兼ガレージで、火災が発生した空間の見取り図です。結果としてここに置かれた車から漏れたガソリンが、点いていたガスバーナーの火に引火して起きた事故だったことがわかったのですが、それを警察は青木さんの当時の内縁の夫（以下、「Bさん」といいます）が自らガソリンを数ℓまいて放火し、一緒に住んでいた青木さんの娘さんを死亡させたと断定する訳です。そして、Bさんへの違法な取調べでそれに沿った自白をすることになります。その自白では、7ℓ程度まいたとされました。

資料①を再度よくご覧になって下さい。図面で見てもわかるとおり、この土間兼ガレージは軽車両を置いたら殆ど一杯になるほど狭いのです。そこにガソリンを数ℓも撒いてやけどを負わずに着火できない訳です。それどころか、着火するまでにガスバーナーの火に引火して爆発的に燃焼する訳ですね。これらのことは、通常審から主張していたのですが、再審請求段階で弁護士側で実際に実験を行い「着火することが不可能であること」を明確に「証明」しました。

資料②をご覧ください。これが我々のした実験のビデオの一部です。これは当時の土間兼ガレージを忠実に再現し、Bさんの自白どおりにガソリンを撒いたらどうなるかという実験です。さすがに危険なので左上のような機械でガソリンを撒きます。上に「21.2 (S)」とあるのは、撒きはじめて21.2秒の瞬間なのですが、右上のカットを見てください。まだガソリンは車体の底あたりにとどまっていますね。左上のカットではガソリンはまだ撒かれています。ところがそのすぐ右に黄色い炎が見えます。すなわち、ガソリンを7ℓ撒き終わる前にガスバーナーの窯が空気を吸って引火するのです。

警察・検察も実験を行うことは行いました。資料③を見て下さい。これは警察の行った再現実験と実際の火災現場の条件を考察したグラフです。現場には排水のため緩やかな勾配がついていました。勾配があるかないか、それが横軸です。そして、現場はコンクリートでした。資料①には記載がありませんが、現場には資料①の左下「自転車」と記載されたあたりにガスバーナーが設置されており、事故当時、種火が点いていました。ところが警察の実験では、現場にあった勾配は再現されず、床面はコンクリートではなく石こう、そして種火の点いたガスバーナーも再現されませんでした。資料③でいえば、警察の再現実験は右下の「H」なのですが、実際は左上の「A」なのです。一番遠い「条件」なのです。

いつになったら再審の話になるのか、やきもきされていることと思います。しかし、青木さんはこのようなずさんな再現実験で起訴され、有罪とされてしまった。これを服役している者の立場で反証する過程が再審請求だということをわかって頂きたいわけです。ガソリンを7ℓもまいて火をつける、このような実験を通常審からやりたかったですが、どの施設も会社も受け入れてくれません。再審請求段階でようやくあるテレビ局の協力で場所は見つかりました。しかし、費用が500万円程度かかるというので、どうしようもないので、弁護団全員が自腹で出し合って費用をまかないました。

長々と述べましたが、要するに再審請求者には権力はもちろん資金もありません。我々弁護士も手弁当です。したがって、少なくともこのような重要な再現実験については、裁判所もしくは国の負担で行うという制度を是非とも立ち上げて下さい。そうでないと、今後もこのような科学的鑑定の立証を要するえん罪は再審では救済されないことになります。

以上が再審手続の科学的鑑定と費用の問題です（再審請求段階でも鑑

定の申立てが可能です。鑑定が正式に採用されることは稀ですし、私的ないわゆる当事者鑑定費用について直接的には刑事費用補償の対象とはなりません。そもそも無罪が確定してから費用が出ても無罪獲得のためには意味がありません）。

3. 証拠開示について

検察が保管する証拠の開示について述べます。東住吉事件では、即時抗告審で、いくつかの証拠が開示されました。1つが取調状況報告書です。これは警察の違法な取調べを証する経過が具体的に記載されておりました。その結果、再審判決では青木さんとBさんの自白調書の証明力はもちろんですが、証拠能力までもが否定されました。なぜこのような重要な証拠が早期に開示できなかったのか、残念でなりません。裁判員裁判が導入された際に一定の証拠が開示されるべきことになりましたが、それだけでは不十分という意見も多く、そもそも再審手続には全く適用されていません。証拠開示に関する立法的整備は不可欠です。請求審段階で取り調べられた証拠についても、再審公判では検察官が同意しないと取調べができないとされています。これでは再審請求審での審理の結果が無駄になってしまいますので、このような取扱いも改めてください。

4. 検察官不服申立てについて

検察官の不服申立てについて述べます。本件では請求一審で開始決定が出て、刑の執行が停止されました。ところが検察が即時抗告を行うとともに刑の執行停止に対する抗告を行い、刑の執行停止決定が取り消されたのです。ここでは、④再審開始決定に対する検察官の不服申立て（即時抗告）の問題と、⑤刑の執行停止に対する不服申立て（抗告）があるところ、前者④については、再審請求審が白鳥決定以降、事実上、実体判断を行っているという関係で、再審開始決定手続と再審公判手続の双方において検察官の不服申立てを認めるのは意味がなく、手続の長期化にもつながるので、そこは是非、是正して欲しいと思います。具体的には、再審開始決定と再審公判手続の2本立てを残すのであれば、再審開始決定に対する不服申立てを禁止すべきでしょう。

後者⑤、すなわち刑の執行停止決定に対する不服の申立ての問題についてです。再審請求手続がある程度時間がかかることはやむを得ない点があることは認めますが、裁判所が新たな証拠により合理的な疑いが生じたとして再審を開始し、刑の執行停止を認めた以上、この判断には原則として最終的な結論が出るまでは維持して欲しいと思います。1つの裁判体で再審開始決定が出た事件で最終的に無罪となった割合は極めて高いですね。誤った判断をした可能性がある裁判所が認めたわけ

ですから、その点について最終的な結論が出るまで刑の執行停止をするのを原則とすべきと考えます。誤判という人権侵害に加えて、無辜である可能性の高い人を拘束するという「誤判」とは別の「新たな人権侵害」は避けるべきでしょう（そもそも、⑥の場合に抗告を認めるべきでないという有力な見解もありますが、最高裁がこれを認めてしまっている以上、立法的に解決するほかありません）。

5. 事件の検証について

東住吉事件についてはその後、国賠訴訟も提起しまして、裁判所は大阪府警の取調べの違法性を明確に認めました。検察の捜査や起訴の違法性は認められませんでした。検察の責任がないとはいえないことは当然でしょう。

人は間違いを冒すものです。しかし、間違いを冒したら反省し、その原因を究明して、誤りを正していく、再発を防止する。それが健全な組織の発想でしょう。えん罪についても検察だけに反省をして頂くことはいささか困難かと思うので、ぜひ、法曹三者や研究者を交えて個々の原因や再発防止について検証してもらい公表して欲しいと考えてます。この際、立法でそのようなシステムを導入しませんか。

6. 相続欠格の問題

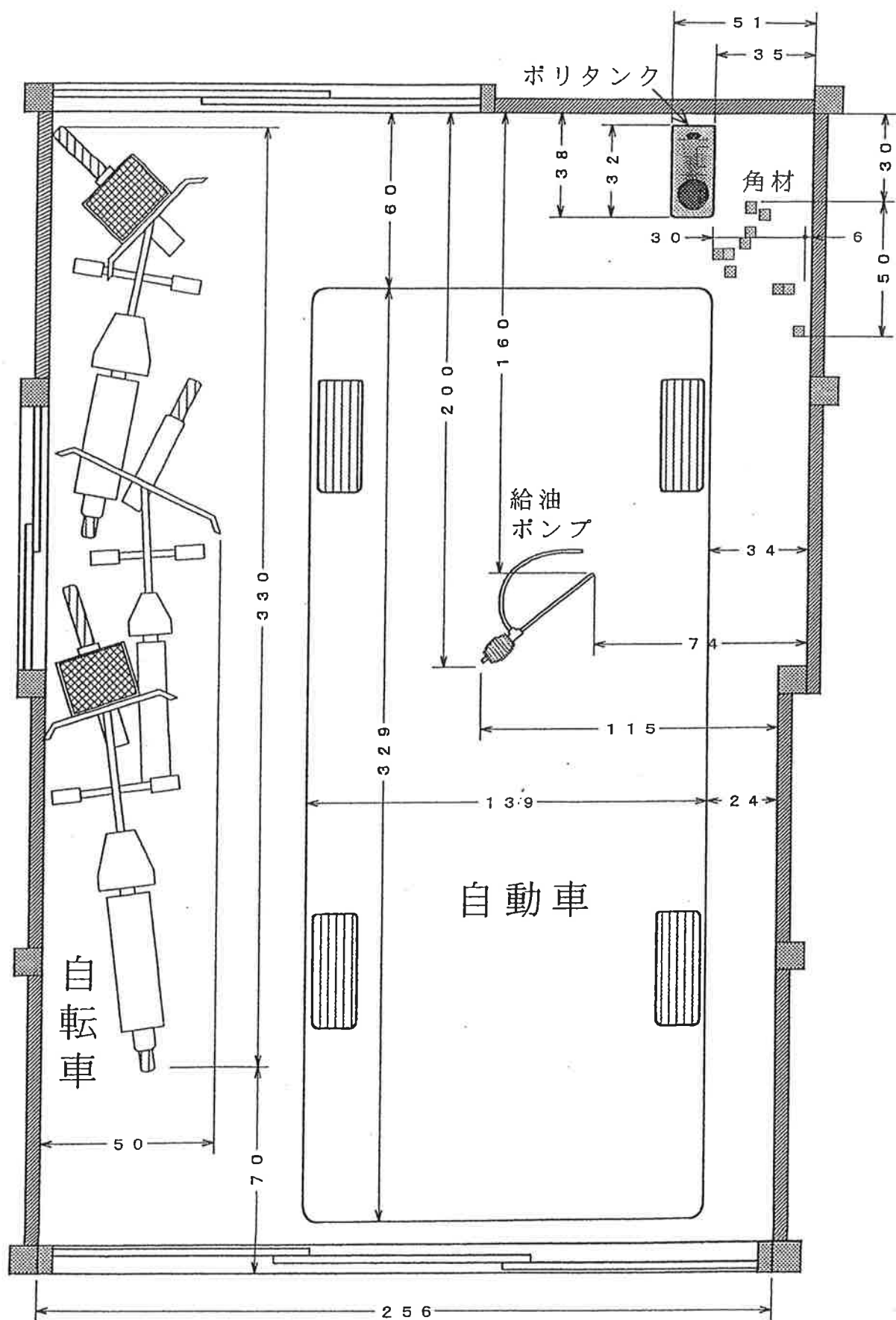
最後に1点、これは刑事ではないのですがどうしても言う必要があります。青木さんは無罪判決確定後、速やかに自動車メーカーを相手取り、娘さんの損害を相続したとして損害賠償請求をしました。ところが、除斥期間の経過により棄却されてしまいました。それは民法891条の問題点であり刑事手続の問題点ではないと思われるかもしれませんが、再審が不必要に長期に渡った結果、20年の除斥期間が経過したのです。この請求を棄却した民事裁判所の判断も誤っていると思います（民事再審を提起係属中ですが、再審法改正の協議の中でこの問題も是非とも改正して、解決して下さいようお願いします）。

7. おわりに

なお、資料④は、まだ再審請求審（即時抗告審）が係属している段階で私が書いた報告文です。本日、言い尽くせなかった点も記載しておりますので、後日、ご覧頂けたらと存じます。

以上で私の意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上



単位 : cm



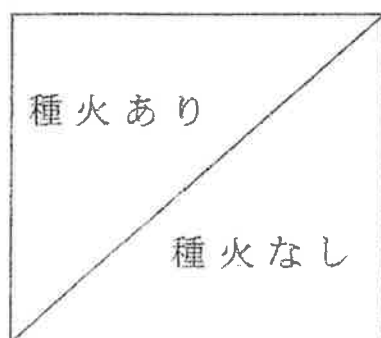
実験条件等について

2007年5月11日

塩野隆史

1. 現実と再現実験、想定しうる環境条件

勾配 床面	あり	なし
	あり	なし
コンクリート	A B	C D
	E F	G H



[特別寄稿]

東住吉事件

放火殺人再審事件の科学鑑定

確定審の根拠たる自白は、ガソリン7リットルを撒いて着火し、家屋ごと焼失させて少女を殺害したというもの。しかし、このような放火は科学的にみれば、とうてい不可能なものであった。

塩野 隆史 Shiono Takashi

◆東住吉事件の概要と争点

1) 東住吉事件とは

1995（平成7）年7月22日、大阪市東住吉区内の民家（木造2階建）で火災が発生し、同家屋内で入浴中の少女（当時小学生）が逃げ遅れて死亡した。警察は本件火災が生命保険金詐取のための放火によるものと断定し、同家屋に居住していた少女の母である青木恵子さん（以下、「青木さん」という）、青木さんの内縁の夫であった朴龍皓さん（以下、「朴さん」という）の両名を現住建造物放火、殺人等により逮捕、同年9月30日、両名は同罪名で起訴された。

朴さんは、捜査の過程で取調官より「死刑になるぞ」などと威嚇され、「青木さんと共謀のうえ、同家屋内に駐車中の自動車からガソリン7リットル余を抜き取り、床面に撒布してターボライターで着火した」旨の自白をした。青木さんは、過酷な取調べでいったん抽象的な自白をしたものの、弁護人の接見等により、同年9月15日以降は一貫して否認している。朴さ

んも多くの自白（調書を作成させられたが、第1回公判から否認に転じ、両名は現在に至るまで無罪を主張している。

2) 東住吉事件の特徴・争点

本件は、火災現場が鍵のかけられた土間兼ガレージという、いわば密室で発生したものである。したがって、火災は、何らかの事故によって生じた自然発火（失火、引火を含む）によるものか、何者かによる放火しかないことになる。この点において、本件は、放火ではあることは間違いなが

いが犯人性について争われる一般的な放火の事例群と決定的に異なっており、ここに本件の第一の特徴がある。

第二の特徴は、朴さんによる一見「詳細」と思われる自白が存するものの、着火に使ったとされるライター、ガソリン抜き取りに使ったとされる給油ポンプなど「犯行」を直接立証する証拠がなく、朴さんの自白（調書（及び青木さんの数通の自白書）のみが唯一の直接証拠であった¹。

東住吉事件では、2012（平成24）年3月7日、大阪地方裁判所が両名につき再審開始を決定したのであるが²、本稿は、同事件における再審開始

東住吉事件略年表（2013年11月現在）

年月日	裁判経過
1995年7月22日	事件発生
【青木恵子氏の確定審の経過】	
1999年5月18日	第一審（大阪地裁）判決、無期懲役
2004年11月2日	控訴審（大阪高裁）判決、控訴棄却
2006年12月11日	上告審（最高裁）決定、上告棄却
2006年12月22日	異議申立棄却
【朴龍皓氏の確定審の経過】	
1999年3月30日	第一審（大阪地裁）判決、無期懲役
2004年12月20日	控訴審（大阪高裁）判決、控訴棄却
2006年11月7日	上告審（最高裁）判決、上告棄却
2006年11月24日	判決訂正申立棄却
【再審の経過】	
2009年7月7日	朴龍皓氏が再審請求
2009年8月7日	青木恵子氏が再審請求
2011年6月16日	両名の再審請求事件を併合
2012年3月7日	請求審（大阪地裁）決定、再審開始
2012年3月12日	検察官から即時抗告の申立て～現在も審理中
2012年3月29日	刑の執行停止決定（大阪地裁）
2012年4月2日	刑の執行停止決定の取消決定（大阪高裁）
2012年7月12日	日弁連が再審支援を決定開始
2012年9月18日	刑の執行停止決定の取消決定に対する特別抗告棄却（最高裁）

決定に至るまでの科学的証拠の必要性和その点に関する弁護団の取組みを報告するものである³。

◆科学的証拠の必要性

1) 「放火」か「自然発火」か？

(i) 科捜研による「再現実験」

東住吉事件では、そもそも放火による火災であるのか否か、が最大かつ唯一の争点である（それに関連して派生的に多くの争点が生ずる）といつて

1 放火罪では、すべてが焼失し、直接証拠（とされるもの）が存しない場合は少なくない。放火罪の認定につき、情況事実から主要事実を認定する研究として、石塚章夫「情況事実による主要事実の認定——放火事件を素材として」小野退官『刑事裁判の現代的展開』（勁草書房、1988）111頁がある。石塚判事は、放火罪認定に関わる情況事実を、①当該出火が放火によるものであること、②放火方法が特定されていること、③放火方法と被告人とが結び付くこと、④出火場所に近付くことができたのは被告人以外にいなかったこと、⑤出火に時間的、場所的に近接して被告人の存在が目撃され、そのことについて被告人の説明が満足なものでないこと、⑥出火前後の被告人の言動に不自然な点があること、⑦被告人に放火をする動機があること、に分類して判例を分析している。本件で関係する情況事実は、①②③であり、④は争いがなく、⑤は、犯人性が争われた事案でないため、直接、関係してこない。⑥⑦については、確定審の論理に多大な疑問があるが、本稿の対象テーマではないので割愛する。なお、上述①の情況事実は、それが立証されないときは主要事実の不存在が決定的に推認される点に特徴がある。

2 判例集等未掲載。「東住吉冤罪事件」を支援する会ほか編『東住吉冤罪事件再審請求資料集』1頁以下。なお、弁護団は青木さんの弁護団と朴さんの弁護団があり、必要に応じて協働してきた。以下、「弁護団」というときは両弁護団を指す。

3 放火罪等（刑法第9章の罪に係る被告事件）について、1955（昭和30）年以降に無罪となった判決例を調査し、その鑑定事項、鑑定結果等を検討したものとして、木下淳博「放火無罪裁判例と鑑定」『自由と正義』39巻8号（1988）11頁があり、本件でも参考になる。

よい。捜査段階において科学捜査研究所は、本件火災現場と同規模の模擬家屋に車両を配置、ガソリン6リットルを撒いて着火するという再現実験を行い、公判で技術吏員長谷川正一郎による鑑定書が提出された（以下、「旧長谷川再現実験」という）⁴。また、控訴審においても、同研究所において再現性をやや高めた再現実験が行われ、鑑定書として提出された（以下、「新長谷川再現実験」という）^{5,6}。

(ii) その他の検察側の立証

さらに検察側は、①本件土間兼ガレージ内にあり、当時種火がついていた大阪ガスの風呂釜（ガスバーナー）には損傷やすすなどの付着がなく、本件車両とも距離があり、ガスバーナーが出火の原因と考えられないこと、②現場に停めてあった自動車（ホンダアクティ）の給油キャップは閉められており、ガソリタンクにも穴が開いておらず、その他車両からのガソリン漏洩は考えられないこと、③自動車のガソリンメーターの針が4分の3あたりを指しており、満タンにして帰宅したとする朴さんの供述と矛盾

4 1995（平成7）年10月13日付。同鑑定の鑑定事項は、「模擬室内の土間の右後方部床面上にポリ容器に入ったガソリン約6リットルのうち約4リットルを撒き、その上に廃車になった軽4輪貨物自動車1台を停める。そして、自動車の右側面中央部付近の床面上に残っているガソリン約2リットルを撒く。このような設定後に、撒いたガソリンに着火させた場合に模擬室はどのような燃焼状態になるか」というものである。なぜ6リットルなのか、なぜ2回に分けて撒いているのか、は不明である。

5 2001（平成13）年6月8日付。同鑑定の鑑定事項は、「模擬建物内の土間に廃車になった軽4輪貨物自動車1台、ポリタンク、給油ポンプ、角材および自転車置き、土間にガソリン約7リットルを撒いて着火させた場合にどのような燃焼状況になるか」というものである。

6 新長谷川再現実験による模擬家屋の状況は、図1「土間に置いた物の概略配置図」のとおりである。この床には排水のための傾斜が設けられていない、大阪ガスのガスバーナーの種火が再現されていないなどの致命的欠陥があるほか、現場検証の結果によれば、現場の表戸から奥側の壁まで正確には395センチメートルであり、この図より短い。

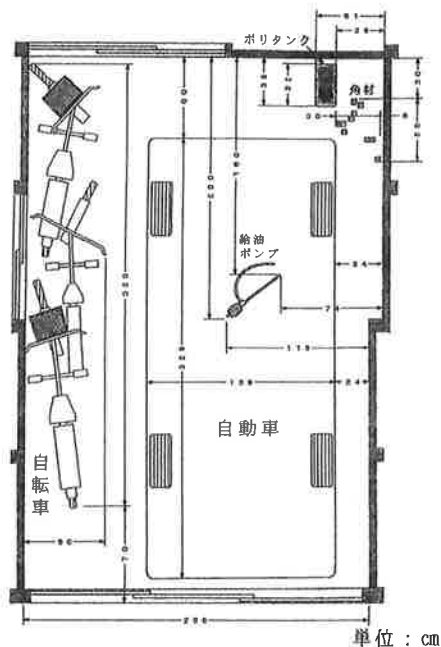


図1 土間に置いた物の概略配置図

自動車後部で人間が行動できる空間は想像以上に狭い。

し、むしろ、ガソリンを抜いたとする朴さんの自白を裏付けていること等を主張してきた。

(iii) 弁護側の「反証」の必要性

しかし、旧長谷川再現実験からは、6～7リットルものガソリンを撒いて着火した場合、直ちに激しく燃焼するとともに、大量の黒煙が発生するのであって、これは、「ライターで着火した」、「着火後、居間に戻り、その後（激しく燃焼している筈の）土間を通過して外へ逃げた」とする朴さんの「自白」供述と矛盾する。

そこで、新たに新長谷川再現実験が行われたのであるが、これらの矛盾は解消されるに至らなかった。

これらのことから、弁護団は、朴さんの自白の信用性を吟味・弾劾するには、④ガソリンの特性、燃焼力、燃焼機序等（石油化学）に関する科学的知見、⑤火災の起こり方、ガソリンの燃え方等（燃焼学）に関する科学

的知見、さらには、放火でないとすれば自然発火（事故）、すなわち朴さんが帰宅して駐車させた自動車（ホンダアクティ）からの発火ということになるため、⑥自動車工学に関する科学的知見が必要であることを痛感するに至っていた。

弁護団は、知人・友人、文献の執筆者に直接接触するなどの方法で数多くの専門家にアプローチを行った。その結果、①ガソリンの燃焼力は極めて強力であり、7リットルを撒いて着火することは著しく危険であるため、行為者が火傷を負わずに実施することは、およそ不可能であること、②自動車から何らかの機序でガソリン（蒸気）が漏出し、発火事故が起こることはあり得ること、の各知見が得られた。

まず、第一審段階では、⑥の点に関連して、自動車工学に詳しい技術士ら⁷から、①自動車からは、キャニスターやその他パイプ等に損傷があれば容易にガソリン（蒸気）が漏出することがあり、②漏出したときは、自動車のエキゾーストマニホールド、エアコン・コンプレッサ、種火が点いていたガスバーナーなどの火種に引火することにより、自然発火することがあり得る、③ガソリンメーターは、必ずしも当時のガソリン量を表していない、との主旨を内容とする鑑定を得ることができた。

さらに控訴審段階においても、主に前記④の点に関連して、京都大学教授、助教授ら⁸による、①7リットルのガソリンを撒いて着火すると制御不能な爆発的燃焼が起き、着火者は火傷を免れない（＝朴さんが無傷では着火できない）、②制御不能な燃焼が続いている間は、その土間を通過して外へ逃げることは不可能である、③不完全燃焼による黒煙が大量に発生する（＝青木さん、朴さん及び近隣目撃者の目撃供述と食い違う）との主旨の鑑定

7 技術士法（昭和58法25号）に基づく資格。同法は、「技術士」について、文部科学大臣の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価やこれらに関する指導の業務を行う者と定義する（同2条1項）。

8 京都大学大学院工学研究科物質エネルギー化学専攻触媒科学講座触媒機能化学分野。肩書きはいずれも当時のものである。

(及び意見書)を得ることができた。これらの鑑定を踏まえて、他の論点にも相応の論証、反論を加え、控訴審の判決に望みをつないだ⁹。

(iv) 確定控訴審判決の「論理」

ところが、確定控訴審判決は、青木さん、朴さんとも控訴棄却(=有罪判決)であった。その論理は、要するに、①着火が不可能だとの点については、ガソリンの撒き方、着火の仕方によっては不可能とは言えない、②爆発的燃焼といっても、ガソリンを撒いてからの時間的経過が明らかでなく、朴さんが必ず火傷を負うとか、土間兼ガレージを通過して逃げられなかったとは断定できない、③自動車から自然発火する可能性はゼロとは言えないが、その可能性は低く(種火への引火についても、キャニスターからの距離がかなり離れている)、抽象的可能性に過ぎない、④黒煙は発生するだろうが、発火直後の空気の流れや目撃者が目撃した時期は確定的ではなく、目撃供述とも矛盾するとはいえない、などというものである。

2) 最高裁へ——上告審段階での科学的証拠

控訴審での一審破棄を期待していた弁護側の落胆は大きかった¹⁰。しかし、上告した弁護側は、さらなる鑑定、実験を直ちに開始する。ここで特筆すべきは、これまでの石油化学、自動車工学の知見を前提として、「燃焼」そのものを学問対象とする燃焼学者の協力が得られたことである。伊藤昭彦弘前大学教授¹¹による鑑定によって、前記京大鑑定の結果が裏付けられたほか、①ガソリン蒸気は空気より重い、風呂釜のガスバーナー上に備え付けられている煙突は、温められた空気の上昇流によりバーナー近

辺の空気を吸い込み(煙突効果)、同時にガソリン蒸気を吸い込むこと、②外に風が吹いている場合、上記吸い込み効果が強められること(ベンチュリ効果)、③ガソリンは、液体としては微量(数10ミリリットル程度)の漏出により可燃混合領域のガソリン蒸気が発生し、前記①の煙突効果、前記②のベンチュリ効果により、液体面より相当離れた距離まで到達し、引火し得ることが明らかとなり、弁護団は、これらについての詳細な鑑定書・意見書・実験結果を提出した¹²。

しかし、最高裁は、これらの科学的証拠を考慮することなく、上告棄却決定、判決を下した¹³。上告審の結果は、(刑訴法328条に関する点を除き)三行半に近いものであった。

3) 再審請求へ——再審請求段階での科学的証拠

(i) 再審請求

上記確定審に対し、2009(平成21)年7月7日に朴さんが、同年8月7日に青木さんが、大阪地方裁判所に再審請求を申し立てた(のちに併合された)。請求人らが新規・明白な証拠とする多くの鑑定書・意見書は、上告審において資料として提出したものであった¹⁴。

(ii) 新小山町再現実験

その頃、弁護団では、新たな実験の必要性が議論されていた。すなわち、実物大の模擬家屋に、事故現場と同じ材質、同じ傾斜の床、同じ通気口、

9 青木さんと朴さんの公判は第一審段階から分離されていたため、第一審から上告審の判決日、決定日も異なっている。197頁の東住吉事件略年表参照。

10 控訴審で鑑定を行った科学者は、控訴審判決の論証について、「極めて非科学的な論理と推論。しかし、この判決を『誤り』とするには条件設定を慎重に行った実物大再現実験しかない」と論評した。

11 弘前大学理工学部知能機械システム工学科機械設計学(当時)。

12 刑訴法411条1号、3号。最判昭28・11・27刑集7巻11号2303頁、最判平21・4・14刑集63巻4号331頁参照。

13 青木さんにつき、最決平成18・12・11(上告棄却決定)、朴さんにつき最判平18・11・7(上告棄却判決)。なお、朴さんについての最高裁判決は、刑訴法328条により許される証拠の範囲につき、いわゆる「限定説」を採用した(刑集60巻9号561頁、判時1957号167頁、平成19年重要判例解説〔『ジュリスト』1354号〕216頁)。

14 確定上告審提出の証拠資料に新規性を認めた福岡高決平12・2・29判タ1061号272頁、平成13年度重要判例解説(『ジュリスト』1224号)202頁以下参照。本件再審開始決定も同様の立場をとる。

同じ大阪ガス製同型の風呂釜（ガスバーナー）を配置して種火をつけ、同じ型の自動車をも配置して、ガソリン7リットルを撒布してみるとの実験である。この実験の目的は、ガソリン撒布している最中にガソリン蒸気がガスバーナーの種火に引火し、そもそも朴さんによる「着火が不可能であること」を立証することにあり、ガソリンの燃焼力による朴さんの火傷の不可避性に加え、時間的に「着火が不可能」であることを直接的に立証する点に特徴がある。

もっとも、この新小山町再現実験¹⁵を行うことにつき、弁護団内部にも慎重な意見があった。①すでに、上告審段階で提出した伊藤鑑定その他の鑑定書、意見書、実験結果により、新たな実物大実験を行わずとも、新小山町再現実験が目指すテーマは推論し得るのではないか、②実は、すでに、上告審段階で小山町において（旧）再現実験を行っており（これにより、「自白」どおりに着火すれば朴さんが火傷を負うこと、少量の漏出によりガスバーナーの種火への引火可能性及び朴さんの「自白」どおりの撒き方では「自白」どおりの広がり方をしないことなどが立証されている）、それ以上に実験を重ねることが有効か否か（＝費用の問題、時間の問題）などの問題意識である。

しかし、上告審がこれらをいっさい顧慮しなかったこと（新規・明白性の論点も含む）、再審裁判所が新実験につき興味を示し、検察官を含む三者協議において、新実験の前提条件に必要な証拠の開示を検察側に促したこと（検察側もこれに応じ、事故現場の状況に関する一部の証拠を開示した）、検察側にも新実験の前提条件について意見を述べるよう促したことなどにより、一気に新実験実施の気運が高まった。

(iii) 実験結果

伊藤教授の監修のもと、新小山町再現実験では、2棟の模擬家屋（A棟、B棟）を作り、外部から操作できるポリタンクからガソリンを撒ける装置を設置、A棟は約36秒、B棟は約60秒で7リットルのガソリンを撒布する

15 この実験（旧・新とも）は、静岡県駿東郡小山町で行われたことから「小山町再現実験」と呼ばれている。

よう設定した。

その結果、いずれの棟においても撒布開始後約20秒で種火状態のガスバーナーに可燃混合領域にあるガソリン蒸気が引火、爆発的燃焼が起こり、一面火の海状態となった。これらは、各方面からすべてビデオに記録されて法廷でも「上映」された。この新再現実験は、時間的にも、物理的にも、「着火不可能」を決定的かつ明白に物語るものであった（写真1＝平成23年6月30日付、伊藤昭彦教授作成「鑑定書」添付の写真58）。

◆現在の状況と今後の展望

1) 再審開始決定と即時抗告

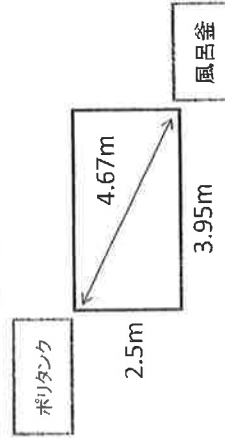
大阪地方裁判所は、2012（平成24）年3月7日、新小山町再現実験の再現忠実性に問題はなく、条件設定に検察官が指摘するような差異を設けたとしても結果の枢要部分は揺るがない、として、朴さんが「着火」したとする自白の信用性を否定し、旧証拠をも総合的に再検討のうえ、再審開始を決定した¹⁶。これに対し、検察側は、同月12日、新小山町再現実験について、「再現実験を行うにあたっては、本件犯行現場や犯行時の状況をあらゆる点で正確にそっくりそのまま再現する必要がある」などと主張し、即時抗告を申し立てた^{17, 18}。

16 再審開始決定は、朴さんの自白の信用性がないことが立証されたことにより、確定審が有罪の根拠とする「朴さんが放火したこと」を含む自白全体の証拠力が消滅し、石塚・前掲注1論文の指摘する状況事実のうち、①放火によるものであることが、そのまま否定されたものと評価できよう。さらに、「ガソリン7リットルを撒いて放火すること」の部分が信用できないとされた結果、②放火方法が特定されることが否定され、その結果として、①が否定され、結局、主要事実の不存在が推認されるという推認順序とも解し得る（実際には両者がいまって無罪の心証が形成されたのであろう）。

17 支援する会ほか編・前掲注2書に即時抗告申立書が掲載されている。



燃え拡がり速度
 $4.67/1.6=2.92(\text{m/s})$



22.4(s) ポリタンクに到達 着火してから11.6(s)後

写真1 A棟再現実験

2) 検察官の「非科学的」実験

「犯行」当時の条件を「あらゆる点で」、「正確に」、「そっくりそのまま」再現することなど、もとより不可能である¹⁹。弁護団の行った新小山町再現実験は、証拠上現れた前提条件をほぼすべて再現しており、再現されていない条件（たとえば現場の二酸化炭素濃度）についても、専門家により、結果は異ならないことが明らかにされている。

ところが、検察官は、即時抗告審において、新小山町実験の結果は必ずしも信用できないとして、新小山町実験と同様に風呂釜を設置し実大実験を行うという方針を明らかにした。すなわち、検察官は、「弁護人が設定した条件で実験をすれば小山町新実験のような結果が出たことは認める。しかし、客観的条件に反しない範囲で検察官に有利な（放火が可能となる方向での）条件設定をすれば、検察官の主張に沿う実験結果が得られるはずである」というのである。

そして、具体的には、①床面の角度がもう少し緩やかであった可能性がある、②通気口の状況により風向きが変わり、引火しない可能性がある、③床面に損傷ないし凹みがあった可能性があるなどと主張して床を緩やかに設計したうえ、グラインダーで床面を削るなどの細工を施して実験を行

18 再審開始を認めた大阪地方裁判所は、2012（平成24）年3月29日、その効力の発生時を同年4月2日（月）午後1時30分と指定したうえで、青木さんと朴さんの刑の執行停止を決定した。これに対し、検察官は一般抗告を行い、同4月2日、大阪高等裁判所は同執行停止決定を取り消した。これに対し、弁護側は、特別抗告を行ったものの、2012（平成24）年9月18日、最高裁判所第三小法廷は両名の特別抗告を棄却した（判時2165号144頁）。この決定は法律上、極めて多くの問題点を孕むが、ここでは立ち入る余裕がない。水谷規男「再審開始決定に伴う刑の執行停止決定について」阪大法学62巻3・4号（2012年）91頁、森下弘「東住吉事件・執行停止決定の取消決定」季刊刑事弁護74号（2013）99頁など参照されたい。

19 検察のこのような対応は、日弁連がかつて批判した「不可知論」を採用するものと言えるだろう。日弁連編『再審』（日本評論社、1977）41頁以下参照。なお、本書54頁も参照。

うという（以下、「新検察再現実験」という）。これらの検察官の動きに対し、弁護団は、そのような証拠がない、仮に実施しても結果は同様となる等一斉に反発したが、検察側は実験をあえて行った。

その結果、弁護団の予測したとおり、新検察再現実験は、3通りに分けて検察側に有利な設定をしたにもかかわらず、それぞれ①約26秒、②約20.5秒、③約22秒で種火に引火し、朴さんが撒き終えるまでに爆発的な燃焼を起こし、放火ができないどころか、朴さん自身が火だるまになってしまうことを改めて明らかにしたのである。

3) 「科学的」裁判とは

朴さんの「自白」による「放火」は、常識的にみれば、新小山町再現実験（及び新検察再現実験）を待つまでもなく、不可能であった。それを確定判決をして「可能」と言わせたのは、「条件次第では不可能とは言えない」、「ありえないとまでは断定できない」式の「論証」である。しかし、これでは実験そのものをいくら重ねても朴さんが「放火」しなかったことを完全に自然科学的に「証明」することは不可能である²⁰。

「科学」とは、経験的に実証可能な知識の体系である。しかし、「刑事裁判」は「科学」とは異なる。有罪とされるためには、確信を生ぜしめる程度に、構成要件該当事実が検察官により立証される必要があり、他方、これに合理的な疑いが生ずれば無罪となる。この「科学」と「刑事裁判」の違いをわきまえて、科学的証拠に基づき、合理的な経験則に則った推認を働かせて事実を認定してゆくのが科学的な裁判であろう。

20 日弁連編・前掲注19書42頁以下では、白鳥事件確定判決には、想像を積み重ねた結果、「あり得ないとまで言えない」式の「論証」が展開されているとし、松川事件確定判決理由をも引用しつつ、「この種の『論証』は実は、判決理由のなかにはいて捨てるほど出てくるのであって、この種の作文をおもてむきの破綻なく書きつづることが裁判官に要求される職業上の才能であるかのごとき観がある」とまで喝破している。

4) 現在の審理の状況と今後の展望

このような見地に立てば、新検察再現実験における条件設定は、まさに「ありえないとはいえない」式の条件設定であり、とても科学的なものとはいえない。しかし、そのような無理な推論を重ねても朴さんの自白どおりの「放火」を行うことがおよそ不可能であることが明白になったのである。検察官が、公益を追求すべき法律家として、証拠に基づき、良識をもってこの結果をみれば朴さんの自白が事実と反し、青木さんらが無罪であることは明らかであり、検察官としては、速やかに即時抗告を取り下げるべきである。

にもかかわらず、検察官は最近に至り、15～33cc程度のガソリンを滴下して、それから引火したときに、本件のような大規模火災に発展するかどうか確認したいと言い出した。さすがの大阪高等裁判所も、15ccにかなりの意味があるのか疑問を呈した。朴さんの同型車両で、満タンにしたときに、給油口からガソリンが数百ccレベルで漏れ出る例が複数例確認されているところであり²¹、15～33ccのガソリンしか漏出可能性がないとする推論に科学的証拠は皆無である。いずれにせよ、自白の信用性が崩れた今、検察官による上記の新たな滴下実験が時間と費用（税金）の無駄であることは明らかであろう²²。

被告人の自白さえあれば、有罪の方向では推認力が不十分または、まったく存しない「経験則」を積み重ねて自白の信用性（＝有罪）を推認し、逆に無罪の方向では、突如「自然科学的証明」を求める。このような不当な裁判が、21世紀に行われてはならない。今後も「科学的裁判」のあり方

21 本件再審開始決定を報じるニュースを見た視聴者から、本件朴車輦と同車種で、満タンにしてしばらく暖気するとガソリンが膨張し、給油口から数百ccのガソリンが漏れ出る旨の報告が弁護団に寄せられた。漏出の機序はまだ明らかでないが、同様の事例の情報が複数寄せられており、本件が事故による火災である具体的可能性の1つのモデルとして重要な意義を有する。これら漏出の経過もDVDに撮影され、大阪高等裁判所にて取り調べられた。

22 2014年（平成26）年1月10日付毎日新聞朝刊参照。

を追求することにより、青木さん、朴さんの無罪を明らかにしてゆきたい²³。

塩野 隆史 Shiono Takashi

1961年大阪生。大阪大学法学部卒業。

1988年弁護士登録（大阪弁護士会）。

京都大学大学院法学研究科修士課程、同博士後期課程修了。

現在、弁護士、大阪大学法科大学院客員教授、京都大学博士（法学）。

著作に『カルテ改ざんはなぜ起きる』（共著、日本評論社、2006年）、

「薬害 HIV 訴訟の成果と課題」『民法学の軌跡と展望』（日本評論社、2002年）所収、

「薬害 HIV 訴訟と薬害 HCV 訴訟」『医事法の方法と課題』（信山社、2004年）所収、

『薬害過失と因果関係の法理』（日本評論社、2013年）など。

【編者略歴】

矢澤 昇治（やざわ・しょうじ）

1948年新潟県生まれ。長岡高校卒。1971年金沢大学法学部法律学科卒業。

1978年フランス国ストラスブール第三大学第三博士課程退学、1979年東北大学大学院法学研究科私法学専攻博士後期課程退学。

熊本大学法学部専任講師を経て、現在、専修大学法科大学院教授（「国際私法」「国際民事紛争解決」「環境と法」担当）。1992年弁護士登録（第二東京弁護士会）。

主な著作に、『カリフォルニア州家族法』（翻訳、国際書院、1989）、『ハワイ州家族法』（翻訳、国際書院、1992）、『フランス国際民事訴訟法の研究』（創文社、1995）、『環境法の諸法—有害産業廃棄物問題を手がかりに』（専修大学社会科学研究所社会科学研究叢書）（編著、専修大学出版局、2003）『殺人罪に問われた医師』（現代人文社、2006）『冤罪はいつまで続くのか』（編著、花伝社、2009）、『袴田巖は無実だ』（花伝社、2010）などがある。

法律事務所：〒102-0073

東京都千代田区九段北1-9-5 朝日九段マンション516

おとり総合法律事務所

E-mail:shojiyzw@cb.mbn.or.jp

さいしん か がくかんてい
再審と科学鑑定：鑑定で「不可知論」は克服できる

2014年2月28日 第1版第1刷発行

編者 矢澤昇治

発行者 串崎 浩

発行所 株式会社 日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話 03-3987-8621 FAX 03-3987-8590

振替 00100-3-16 <http://www.nippyo.co.jp/>

印刷所 精文堂印刷

製本所 精光堂

装幀 はんぺんデザイン 吉名 昌

検印省略 ©S. Yazawa et al.

ISBN 978-4-535-52011-0

Printed in Japan

【JCOPY】（社）出版者著作権管理機構 委託出版物）

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。

23 本稿は、『季刊刑事弁護』71号（2012）34頁において、「燃烧再現実験・東住吉事件」との標題で公表した論文に、その後の経緯を加筆し、修正したものである。転収載を快諾いただいた現代人文社に厚く御礼申し上げる。

東住吉事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点
【罪名等】 罪 名：現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂 宣告刑：無期懲役 【事件の概要】 1995年7月22日夕方、青木恵子さんと当時の内縁男性及び子どもたちが生活していた大阪市東住吉区内の自宅において火災が発生し、小学6年生の女兒（青木さんの連れ子）が焼死した。 警察は、青木さんと内縁男性が女兒にかけていた保険金を得る目的で放火殺人を行ったと考え、同年9月、青木さん（当時31歳）と内縁男性（当時29歳）を任意同行した。2人は当初、容疑を否認していたものの、苛酷な取調べに耐えられず、いったんは「犯行」を自白したため、逮捕された。その後、青木さんは、否認に転じたものの、内縁男性は自白を維持し、同年10月に2人は起訴された。 裁判では、2人とも、本件火災は放火によるものではなく、車庫内に駐車していた車両から漏れ出たガソリン蒸気が風呂釜種火に引火するなどして発生した火災事故であると主張した。しかし、裁判所は、その可能性は著しく低い、一方、2人の自白は信用できるとして、2人に無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴、上告も棄却されて、無期懲役判決が確定した。 その後、2人は再審請求を行い、燃焼再現実験を実施したところ、これが決め手となって、2012年3月、大阪地裁は再審開始を決定し、後日、刑の執行停止を決定した。それに対し、検察官が即時抗告（及び刑の執行停止決定に対する抗告）を行い、刑の執行停止決定が取り消されたため、その後も2人の刑の執行が継続された。しかし、2015年10月、大阪高裁は、再審開始決定に対する検察官の即時抗告を棄却するとともに、改めて刑の執行停止を決定し、2人は釈放された。 その後、再審公判が行われ、大阪地裁は、2016年8月、青木さん（当時52歳）と内縁男性（当時50歳）に対し、無罪判決を言い渡し、検察が控訴を断念したため、無罪が確定した。	1995年 7月 「事件」（火災）発生 1995年 9月 青木さん、内縁男性逮捕（その後、起訴） （以下の記載は、青木さんの手続に関するものであるが、内縁の男性もほぼ同様の経過である。） 1999年 5月 第一審判決（大阪地裁、無期懲役） 2004年 11月 控訴審判決（大阪高裁、控訴棄却） 2006年 12月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 2009年 8月 再審請求 2012年 3月 請求審決定（大阪地裁、再審開始） → 検察官、即時抗告 後日、刑の執行停止決定 → 検察官、抗告及び裁判の執行停止の申立て 2012年 4月 抗告審決定（刑の執行停止決定に対する抗告） （大阪高裁、原決定取消） 2012年 9月 特別抗告審決定（上記決定に対する特別抗告） （最高裁、特別抗告棄却） 2015年 10月 即時抗告審決定（再審開始決定に対する即時抗告） （大阪高裁、検察官の即時抗告棄却・刑の執行停止） → 検察官、刑の執行停止決定に対する異議申立て及び裁判の執行停止の申立て 異議審決定（大阪高裁、異議申立棄却） 2016年 5月 第1回再審公判（大阪地裁） 2016年 8月 再審第一審判決（大阪地裁、無罪－確定）	1 専門家（燃焼学）の鑑定意見書 車両から漏出したガソリンが風呂場の種火の近い位置で気化した場合に引火すること 2 燃焼再現実験の報告書 内縁男性の自白による放火方法が現実的にはあり得ない（放火する前に引火する）こと 3 本件車両と同型の車両からガソリン漏れが生じた実例、全国のガソリンスタンドに対するアンケート調査結果、専門家（自動車工学）の意見書 ガソリンを満杯にした場合に車両からガソリンが漏出する可能性があること 4 ガソリンスタンドの店員に対する事情聴取結果報告書（開示証拠） 本件火災が発生する直前に内縁男性がガソリンスタンドで給油した際、規定容量以上に給油した可能性が高いこと 5 捜査官作成の報告書及び取調べ日誌（開示証拠） 青木さん及び内縁男性の自白の採取過程に問題があること	1 なかなか証拠開示が行われなかったこと 弁護人は、当初から繰り返し証拠開示を請求していたが、請求審段階では、弁護人が予定する燃焼再現実験の条件設定に関連する範囲内での証拠開示が実現したにとどまり、捜査官作成の報告書及び取調べ日誌やガソリンスタンドの店員に対する事情聴取結果報告書は、即時抗告審でようやく開示された。しかし、これらの開示証拠も、自白の採取過程や自然発火の可能性に関する重要なものであり、これらがもっと早い段階で開示されていれば、えん罪を晴らすのにこれほどまでに長い時間を要しなかった可能性がある。 2 新証拠の準備に莫大な費用を要したこと 本件では、燃焼再現実験が再審開始、再審無罪の決め手になっているが、その実施のために数百万円もの費用を要しており、それは再審請求人側で工面する必要があった。しかし、えん罪を晴らすのに莫大な費用を要するという点では、再審制度が設けられていても、利用できる者は限られてしまう。検察官が同様の実験を実施したときは、国費で行われているのであるから、再審請求人側にも何らかの費用的な手当をすべきである。 3 再審請求人が再審請求の審理に立会できなかったこと 青木さんは、再審請求の審理に立会することができなかったことから、自らの思いを裁判所に伝えるために、上申書を作成して裁判所に提出していた。再審請求人を手続の主体として扱うのであれば、再審請求の審理への出席や意見陳述の権利を保障すべきである。 4 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化したこと 本件では、再審開始決定及び刑の執行停止決定に対して検察官が不服申立てを行ったため、青木さんは釈放目前で刑の執行停止決定が取り消され、さらに3年余りもの服役を余儀なくされたのであって、その弊害は顕著である。
		5 再審無罪が確定した段階で、回復したはずの相続権が行使できなくなったこと 再審手続に長時間かかったため、再審無罪が確定して速やかにガソリン漏れを起こした自動車メーカーに対して損害賠償請求を行ったが（それまでは民法891条1号が障害となって請求できなかった。）、除斥期間の経過(民法724条後段)により棄却されてしまった（確定）。	